

平成28年3月18日

平成27年度定期監査の結果について

串本町監査委員 佐藤 優
串本町監査委員 鈴木 幸夫

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成27年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成27年度定期監査結果報告書

1 監査の実施年月日および監査対象

平成28年2月22日	税務課、福祉課、給食センター、串本消防分団、須江消防分団 トルコ記念館、西の岡避難路、二色鬮野川1号線、田並保育所
平成28年2月23日	企画課、産業課、住民課、消防署、くしもと町立病院 潮岬小学校、前地町営住宅
平成28年2月24日	建設課、水道課、議会事務局、古座消防分団、古座小学校 教育課、上野山防災倉庫、大型共同作業場（旧システムヒロ） 旧清風寮、総務課

2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

保育所	予算差引簿、備品台帳、切手受払簿
小中学校	予算執行状況表、予算差引簿、備品台帳、切手受払簿 就学援助費支給状況
病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、 備品台帳、切手受払簿

3 監査の結果

(1) 総評

帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

(2) 指摘事項

(ア) 備品台帳の整備について

備品台帳は概ね適切に整備されているが、当年度新たに取得した備品の計上漏れがないよう引き続き正確な台帳管理に努められたい。

給食センターについて現地監査を実施したところ、調理器具に関する備品台帳が備え付けられておらず、建物と備品を一括管理している事務処理が確認された。耐用年数の異なる建物と備品を一括管理することは、正確な減価償却費の計算の妨げとなるものであり、新たな施設を建設した際は備え付けの備品について台帳を作成し適切な資産管理を心掛けられたい。

(イ) 備品の取扱いについて

串本町備品管理規程第2条において、備品の範囲は「1個又は1組の取得価格が10万円を超えるもの」又は「耐用年数が2年以上のもの」のいずれかに該当するものと定められているが、このことにより少額で取得した物品が含まれ登載件数が非常に多くなっている備品台帳が見受けられた。事務の簡素化の観点から、他市町村の備品管理方法を研究するとともに、規程の変更を含め実情に合った備品管理のあり方を検討されたい。

(ウ) 補助金交付団体等について

へき地保育所（田並保育所）について現地監査を実施したところ、諸帳簿（預金通帳、出納帳）と決算書の間で転記誤りが見受けられた。役場所管課においては委託料支出団体及び補助金交付団体から決算書類が提出された際にはその内容について十分精査をするとともに元帳との整合性についても確認をされたい。

併せて各団体の会計処理において企業会計的手法が導入されるよう、複式簿記等の基礎知識について役場所管課から各団体を指導されたい。